

下水道使用料が統一されます

丹波市では平成23年度に市内全域を同一の料金体系とするため、平成22年6月請求分（4月使用分）から公共下水道・農業集落排水施設・コミュニティ・プラントの使用料を段階的に改訂します。井戸水等の自家水を使用される場合の世帯人数当たりの認定水量も統一されます。

◎下水道使用料（1カ月あたり、消費税込み）

＜現 行＞ ～平成22年5月請求分まで

区 域	基本水量 (m)	基本料金 (円)	従量料金	
			① 水量 (m)	② 水量 (m)
柏 原	10	1,528	11~60	61~
水上 (中央地区)	10	1,575	11~60	61~
水上 (中央地区以外)	10	2,625	11~60	61~
春日・山南・市島	10	2,940	11~60	61~

＜第1段階＞ ～平成23年5月請求分まで

区 域	基本水量 (m)	基本料金 (円)	従量料金	
			① 水量 (m)	② 水量 (m)
柏 原	10	2,184	11~60	61~
水上 (中央地区)	10	2,205	11~60	61~
水上 (中央地区以外)	10	2,730	11~60	61~
春日・山南・市島	10	2,877	11~60	61~

＜第2段階＞ 平成23年6月請求分から

区 域	基本水量 (m)	基本料金 (円)	従量料金	
			① 水量 (m)	② 水量 (m)
丹波市 全 域	10	2,835	11~60	61~

下水道使用料の計算のしかた（1カ月あたり、消費税込み）

計算例①〔偶数月検針（柏原地域）の場合〕

検針日	検針数値	使用水量
H22年2月25日	155	50m
H22年4月25日	205	

●1カ月あたりの使用水量は
 $50\text{m} \div 2\text{カ月} = 25\text{m}$
 3月使用分 25m
 4月使用分 25m

4月25日の検針値205から、前回検針日の検針値155を差し引くと、この間（2カ月）に使用された水量50mとなります。

使用水量に端数があるときは、前月分（3月分）を切り上げ、翌月分（4月分）は切り捨てます。

■下水道使用料の請求

◎4月25日が検針日となりますので、その翌月（5月）と翌々月（6月）に下水道使用料を請求させていただきます。
 H22年5月請求分（3月使用分 改訂前の金額での計算） H22年6月請求分（4月使用分 改訂後の金額での計算）
 基本料金 0m~10m 1,528円 基本料金 0m~10m 2,184円
 従量料金 (2.5m-1.0m) x 153円 = 2,295円 従量料金 (2.5m-1.0m) x 138円 = 2,070円
下水道使用料 計 3,823円

計算例②〔奇数月検針（春日・山南・市島地域）の場合〕

検針日	検針数値	使用水量
H22年3月25日	155	50m
H22年5月25日	205	

●1カ月あたりの使用水量は
 $50\text{m} \div 2\text{カ月} = 25\text{m}$
 4月使用分 25m
 5月使用分 25m

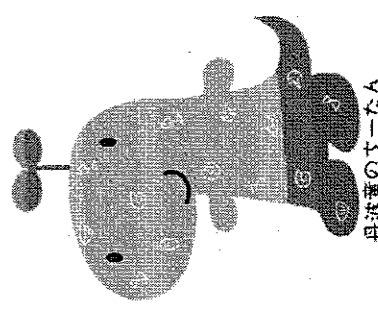
5月25日の検針値205から、前回検針日の検針値155を差し引くと、この間（2カ月）に使用された水量50mとなります。

使用水量に端数があるときは、前月分（4月分）を切り上げ、翌月分（5月分）は切り捨てます。

■下水道使用料の請求

◎5月25日が検針日となりますので、その翌月（6月）と翌々月（7月）に下水道使用料を請求させていただきます。
 H21年6月請求分（4月使用分 改訂後の金額での計算） H21年7月請求分（5月使用分 改訂後の金額での計算）
 基本料金 0m~10m 2,877円 基本料金 0m~10m 2,877円
 従量料金 (2.5m-1.0m) x 138円 = 2,070円 従量料金 (2.5m-1.0m) x 138円 = 2,070円
下水道使用料 計 4,947円

※各地域の検針月	
偶数月検針	柏原・水上
奇数月検針	春日・山南・市島



丹波市のすーたん

◎井戸水等使用の場合の認定水量

<現行>

～平成22年5月請求分まで

区 域	使用水の区分	認定水量 (m ³)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
柏 原	井戸水等のみ	1世帯当たりの人員1人につき5m ³ として算出した水量となります。											
	水道水及び井戸水等を併用	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
水 上	井戸水等のみ	1世帯当たりの人員(人)											
	水道水及び井戸水等を併用	13	23	31	38	44	50	56	62	68	74	80	86
春日・山南・市島	井戸水等のみ	※13人以上については、1人増すごとに6m ³ が加算されます。											
	水道水及び井戸水等を併用	10	17	23	29	34	37	40	43	46	49	52	55

井戸水等のみとして算出した水量2分の1を水道水の使用量に加算した水量となります。ただし、この水量が井戸水等のみとして算出した水量に満たない場合は、井戸水等のみとして算出した水量となります。

井戸水等のみとして算出した水量又は水道水の使用量のいずれか多い方の水量となります。



<統一>

平成22年6月請求分から

区 域	使用水の区分	認定水量 (m ³)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
丹波市全域	井戸水等のみ	1世帯当たりの人員(人)											
	水道水及び井戸水等を併用	10	16	22	28	34	37	40	43	46	49	52	55

※13人以上については、1人増すごとに3m³が加算されます。

井戸水等のみとして算出した水量又は水道水の使用量のいずれか多い方の水量となります。

現行使用料と改訂後使用料との比較

柏 原 地 域

氷上地域(中央地区)

使用水量	現 行	平成22年6月 請求分から	平成23年6月 請求分から
～10m ³	1,528円	2,184円	2,835円
15m ³	2,293円	2,874円	3,465円
20m ³	3,058円	3,564円	4,095円
25m ³	3,823円	4,254円	4,725円
30m ³	4,588円	4,944円	5,355円
35m ³	5,353円	5,634円	5,985円
40m ³	6,118円	6,324円	6,615円
45m ³	6,883円	7,014円	7,245円
50m ³	7,648円	7,704円	7,875円
60m ³	9,178円	9,084円	9,135円
80m ³	12,638円	12,864円	12,915円
100m ³	16,098円	16,644円	16,695円
150m ³	24,748円	26,094円	26,145円
200m ³	33,398円	35,544円	35,595円

氷上地域(中央地区以外)

使用水量	現 行	平成22年6月 請求分から	平成23年6月 請求分から
～10m ³	2,625円	2,730円	2,835円
15m ³	3,410円	3,420円	3,465円
20m ³	4,195円	4,110円	4,095円
25m ³	4,980円	4,800円	4,725円
30m ³	5,765円	5,490円	5,355円
35m ³	6,550円	6,180円	5,985円
40m ³	7,335円	6,870円	6,615円
45m ³	8,120円	7,560円	7,245円
50m ³	8,905円	8,250円	7,875円
60m ³	10,475円	9,630円	9,135円
80m ³	14,255円	13,410円	12,915円
100m ³	18,035円	17,190円	16,695円
150m ³	27,485円	26,640円	26,145円
200m ³	36,935円	36,090円	35,595円

使用水量	現 行	平成22年6月 請求分から	平成23年6月 請求分から
～10m ³	1,575円	2,205円	2,835円
15m ³	2,360円	2,895円	3,465円
20m ³	3,145円	3,585円	4,095円
25m ³	3,930円	4,275円	4,725円
30m ³	4,715円	4,965円	5,355円
35m ³	5,500円	5,655円	5,985円
40m ³	6,285円	6,345円	6,615円
45m ³	7,070円	7,035円	7,245円
50m ³	7,855円	7,725円	7,875円
60m ³	9,425円	9,105円	9,135円
80m ³	13,205円	12,885円	12,915円
100m ³	16,985円	16,665円	16,695円
150m ³	26,435円	26,115円	26,145円
200m ³	35,885円	35,565円	35,595円

春日・山南・市島地域

使用水量	現 行	平成22年6月 請求分から	平成23年6月 請求分から
～10m ³	2,940円	2,877円	2,835円
15m ³	3,675円	3,567円	3,465円
20m ³	4,410円	4,257円	4,095円
25m ³	5,145円	4,947円	4,725円
30m ³	5,880円	5,637円	5,355円
35m ³	6,615円	6,327円	5,985円
40m ³	7,350円	7,017円	6,615円
45m ³	8,085円	7,707円	7,245円
50m ³	8,820円	8,397円	7,875円
60m ³	10,290円	9,777円	9,135円
80m ³	14,070円	13,557円	12,915円
100m ³	17,850円	17,337円	16,695円
150m ³	27,300円	26,787円	26,145円
200m ³	36,750円	36,237円	35,595円

問い合わせ先 丹波市建設部下水道課管理係

〒669-4192 丹波市春日町黒井811 丹波市役所春日庁舎
TEL 0795-74-0221(代) FAX 0795-74-1592